

第10回 総会議事録

1 開催の日時 平成30年4月26日(木) 午後2時00分～午後3時05分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第66号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第19号 会長専決処分の報告

報告第20号 事務局長専決処分の報告

5 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
7番 須山 真史(出)	8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(出)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)
19番 三島 進(出)		

6 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	浅野 剛志	農地係主事	伊藤 謙
農地係主幹	大田 和孝		
農地係主任	野津 慎一		
農地係副主任	成瀬 夏希		

7 会議内容

議長
(三島会長)

ただいまから、第10回松江市農業委員会総会を開会いたします。
最初に、出席委員数を確認します。本日、欠席届の提出は、ございません。委員定数19名に対し、19名全員が出席です。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。
次に、本日の議事録署名委員を指名します。1番の宮廻委員、2番の富士本委員にお願いします。次に、本日の総会の書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主事をお願いします。
それでは、議事に入ります。
議第63号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案朗読)
それでは、議第63号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。
今月の農地法第3条の許可申請は4件8筆で、**いずれも所有権移転の案件です。**
初めに、1番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町揖屋の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、経営規模の拡大を図るものです。譲受人の世帯は、トラクタ、耕運機等の農業用機械を所有しております。取得後は芋・かぼちゃを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
次に、2番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町揖屋の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は、経営規模の拡大を図るものです。譲受人の世帯は、トラクタ、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、芋・かぼちゃを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
続いて、3番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町揖屋の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受け理由は経営規模の拡大を図るためです。譲受人の世帯は、トラクタ、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、お茶を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
最後に4番についてご説明します。申請は、八束町亀尻の畑5筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡し理由は、県外に在住しているためです。譲受け人はご覧のとおりです。譲受け理由は、経営規模の拡大を図るものです。譲受人の世帯は、トラクタ、耕運機等の農業用機械を所有されています。取得後は、芋・野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

議長
6番委員

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。
それでは、現地調査班からの報告をお願いします。3班6番委員。
6番です。4月17日に3班6名で現地調査をいたしました。いずれも事務局の説明のとおり許可相当と判断しました。ただし1番、2番は荒廃農地を復元されるもので、

他の目的に使用されないよう地元委員にアドバイスをお願いしました。また4番については、門の前側に植木等もございますが、地元委員が農地に復元可能と判断されておりますので、今後確認をお願いいたしました。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第63号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第63号は原案のとおり許可することに決めます。

事務局 次に議第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

(議案朗読)

それでは、議第64号、今月の農地法第4条の許可申請について、ご説明します。

初めに、4条1番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は古曾志町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は敷地拡張です。転用面積は33㎡となります。所要面積も転用面積同様の33㎡です。事業計画ですが一筆の宅地に建つ2棟の建物に挟まれた部分の申請地を自宅の庭として一体利用するものです。その他事業の詳細及び資金計画についてはご覧のとおりです。

次に、4条の2番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は貸駐車場です。転用面積は829㎡、所要面積も同様の829㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、近隣の医療機関の従業員のための貸駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、4条3番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は美保関町千酌の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外となります。農地区分は2種農地です。転用目的は個人住宅です。転用面積は130㎡となります。所要面積も転用面積同様の130㎡です。事業計画ですが既存の農機具倉庫を改修して個人住宅として使用するものです。その他詳細及び資金計画についてはご覧のとおりです。

次に、4条の4番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町錦浜の合計5筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的は営農型の太陽光発電設備です。転用面積は14,902㎡の内20,94㎡、所要面積も同様の20,94㎡で、これは太陽光パネルの支柱及び付帯設備の設置面積です。許可該当条項は農地法施行令第10条第1項第1号で、農用地区域内で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。事業計画ですが、太陽光発電設備を設置し、パネル下部でオオバコを栽培するものです。本件については平成27年5月15日に営農型発電の一時転用として許可を受けており、3年の期間が満了することから、この度更新のための転用申請がありました。これまでの3年間では、まだ作物の収穫に至っておりませんが、栽培方法の改

善などを含んだ今後4か年の営農計画書が提出されております。また、作物の出荷先も確保されていることを確認しています。その他の詳細につきましてはご覧のとおりです。更新申請のため、新たな資金は発生しません。

なお、お手元の農水省の通知、営農型の太陽光発電設備の一時転用の許可条件について、をご覧願います。許可の際、通常の許可条件に加え、次の事項を附すよう指導がありました。「太陽光発電設備を計画どおり行うこと」、「底地について、営農状況を毎年報告すること」、「転用事業計画に変更があれば農業委員会に報告し、適切に対応すること」以上です。

4条の5番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は墓地です。転用面積は9.90㎡、所要面積も同様の9.90㎡です。事業計画ですが、現在の墓地が山中にあり管理が困難なため、自宅の隣接地である申請地に墓地を移設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました4条5件につきましては、農地法第4条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 6 番 委 員 長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。6番委員。

6番です。同じく17日に、4条の5番を除き、3班6名で現地調査をいたしました。4条の1番、2番及び3番については、いずれも事務局の説明のとおり許可相当と判断しました。

4条の4番ですが、営農計画のとおり、申請地の近隣で、種を播き、苗を育てる旨申請者から説明がありました。申請地での耕作状況や、今後の収穫計画についても説明がありましたが、一時転用の更新の案件でもあり、現地調査班の3班では判断がしかねまして、運営委員会に委ねることといたしました。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。6番委員の発言のとおり、4月20日の運営委員会の協議前に、運営委員6名で現地確認を行っていますので、私の方からご報告します。現地調査班からの報告と同様に、申請地における作物について、播種し育生していく計画の説明が、申請者からありました。また、申請地においては、太陽光パネルの下の農地についても、育成した作物で耕作し、草刈りも行っていくという計画も聞きました。現地において、農地の維持管理状況を踏まえ、前向きな対応であると評価したところです。

以上から、本件は、許可相当であるとの判断に至った次第です。

議 長

そうしますと、これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告、運営委員会の説明に対して、ご意見・ご質問はありませんか。

はい、どうぞ。

2 番 委 員

2番です。4条の4番の案件ですが、この度3年が経過して、改めてまた3年許可するとした場合、その許可の3年間は、どう対処していくようになりますか。

議 事 務 局 長

事務局より、説明をお願いします。

4条の4番の案件ですが、この一時転用について許可ということになりますと、改めて3年許可となりますが、無条件に許可ということではなく、先ほどもご説明しましたとおり、営農状況の毎年の報告や、転用事業計画に変更があれば農業委員会に報告することなど、許可条件に附しています。

また、4月20日に運営委員において現地確認をした際にも、今後は、定期的に進

議
2 番 委
議

長
員
長

捗状況を申請者から報告させることになっています。また、必要に応じ、許可の期間中であっても、当農業委員会として現地確認を行うことも可能であります。以上です。

2 番委員、よろしいですか。

はい、わかりました。

ほかにございませんか。

(なしの声)

議

長

ないようでございますので、採決いたします。

議第64号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第64号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第64号は、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

局

(議案朗読)

それでは、議第65号、今月の農地法第5条の許可申請について、ご説明します。

初めに、5条の1番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は西川津町の1筆となります。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は個人住宅です。転用面積は438㎡となります。所要面積は転用面積同様の438㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を整地し、個人住宅を建設するものです。その他詳細資金計画についてはご覧のとおりです。

次に、5条の2番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は東持田町の5筆となります。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は2種農地です。転用目的は建売住宅です。転用面積は625㎡となります。所要面積も転用面積同様の625㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、農地部分の申請地に建売住宅3棟を建築するものです。その他詳細、資金計画についてはご覧のとおりです。

続いて、5条の3番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は川原町の2筆となります。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は2種農地です。転用目的は進入路です。転用面積は37.66㎡となります。所要面積も転用面積同様の37.66㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが隣接地と土地交換を行い、事業所への進入経路の利便性を図るものです。その他詳細、資金計画についてはご覧のとおりです。

続いて、5条の4番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は邑生町の3筆となります。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は2種農地です。転用目的は個人住宅です。転用面積は424.58㎡となります。所要面積も転用面積同様の424.58㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、個人住宅を建設するものです。その他詳細、資金計画については ご覧のとおりです。

続いて、5条の5番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の合計3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域

です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は建売住宅です。転用面積は715㎡、所要面積は隣接する山林を含む1,273㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅4棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続いて、5条の6番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成30年3月16日付で農振除外の内示を受けています。転用目的は倉庫です。転用面積は244㎡、所要面積も同様の244㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地に倉庫が建築されていたもので、申請地に隣接する住宅の購入にあたり、申請地を転用した上であわせて購入するものです。追認案件であることから、始末書が提出されております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続いて、5条の7番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は鹿島町恵曇の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地です。転用目的は駐車場です。転用面積は211㎡となります。所要面積も転用面積同様の211㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが墓地への入り口に位置いたします申請地を、参拝者用の駐車場として整備するものです。その他詳細、資金計画についてはご覧のとおりです。

続いて、5条の8番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成30年3月16日付で農振除外の内示を受けています。転用目的は園芸施設敷地です。転用面積は816㎡、所要面積も同様の816㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し、盆栽等を取り扱う園芸店の敷地として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続いて、5条の9番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の4筆となります。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地です。転用目的は施設増設、駐車場、運動場です。転用面積は1,590㎡となります。所要面積も転用面積同様の1,590㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが既存の施設に隣接して新たに給食棟を増築し、搬入路、駐車場、運動場を整備するものです。その他詳細、資金計画についてはご覧のとおりです。

続いて、5条の10番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地です。転用目的は側溝用地です。転用面積は2㎡となります。所要面積も転用面積同様の2㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが敷地内の雨水が隣接している農地に流れ出ないように側溝を敷設するものです。その他詳細はご覧のとおりです。

続いて、5条の11番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の4筆となります。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地です。転用目的は駐車場です。転用面積は1,873㎡となります。所要面積も転用面積同様の1,873㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが事業所への来客者の増加に伴いまして、新たに駐車場を整備

するものです。その他詳細、資金計画についてはご覧のとおりです。

続いて、5条の12番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は八束町入江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地です。転用目的は駐車場です。転用面積は355㎡となります。所要面積も転用面積同様の355㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが事業所用の駐車場として申請地を整地して利用するものです。その他詳細、資金計画についてはご覧のとおりです。

続いて、5条の13番について説明いたします。譲受人、譲渡人ですがご覧のとおりです。転用場所は八束町入江の2筆となります。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地です。転用目的は個人住宅です。転用面積は513㎡となります。所要面積も転用面積同様の513㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、個人住宅を建設するものです。その他詳細、資金計画についてはご覧のとおりです。

続いて、5条の14番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は竹矢町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は資材置場、工事用車両駐車場です。転用面積は370㎡、所要面積も同様の370㎡です。権利の種類はご覧のとおりで、6月25日までの一時転用です。事業計画ですが、申請地を、国交省発注の道路工事のための資材置場及び工事用車両の駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続いて、5条の15番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町下意東の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は仮設事務所、資材置場です。転用面積は765㎡、所要面積も同様の765㎡です。権利の種類はご覧のとおりで、7月23日までの一時転用です。事業計画ですが、申請地を、松江市発注の道路災害復旧工事のための仮設事務所及び資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、14番、15番とも工期の関係上、転用許可を待たずに使用したいとの申し出があり、事前に地元の農業委員さんに現地を確認していただいた上で、公共工事に伴うものであり、やむを得ないと判断し、使用を認めています。

続いて、5条16番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。貸人と借人は親子関係にあたります。転用場所は八束町遅江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地です。転用目的は個人住宅です。転用面積は369㎡となります。所要面積も転用面積同様の369㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、個人住宅を建設するものです。その他詳細、資金計画についてはご覧のとおりです。

続いて、5条の17番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成30年3月16日付で農振除外の内示を受けています。転用目的は分家住宅です。転用面積は332㎡、所要面積も同様の332㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、分家住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条17件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 6番委員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。6番委員。
6番です。同じく17日に、3班6名で現地調査をいたしました。現地調査を行ったのは、5条の1番、2番、4番、7番、14番及び15番です。いずれも問題はなく、事務局の説明のとおり許可相当と判断しております。以上です。

議長 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
はい、どうぞ。

6番委員 6番です。5条の4番ですが、資金計画で、資金調達額のうち、一部が自己資金となっていますが、残りは何ですか。
事務局より、説明をお願いします。
お手元の資料に記載がございませんが、残りは借入金で賄われます。
わかりました。
ほかにございますか。

(なしの声)

議長 長 ないようでございますので、採決いたします。
議第65号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第65号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 長 ご異議なしということですので、議第65号は原案のとおり許可することに決めます。

議長 長 次に議第66号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
(議案朗読)
それでは議第66号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。
初めに、農用地利用集積計画の所有権移転について、ご説明いたします。
所1は、古江地区の田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。
所2は、生馬地区、田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により経営規模縮小したく、売りたいとの要望があり、買い手の方は、売り手側の要望に応えたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。
続いて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1から利2は大野地区の案件で、利1が新規の案件です。利3から利4は秋鹿地区の案件で、利4が新規案件です。利5は朝酌地区の更新案件です。利6は川津地区の更新案件です。利7から利9は持田地区の案件で、利7が新規の案件です。利10から利13は本庄地区の更新案件です。利14は竹矢地区の更新案件です。利15は大庭地区の新規案件です。利16から利17は忌部地区の案件で、利16が新規の案件です。利18から利35は鹿島地区の案件で、このうち利18から利20、利30から利35が

新規の案件です。利36から利37は東出雲地区の新規案件です。利38から利54は八雲地区の案件で、このうち利48、利52が新規の案件です。利55は竹矢地区と東出雲地区の新規案件です。利56から利57は東出雲地区の案件で、利57が新規の案件です。利58から利61は玉湯地区の更新案件です。利62から利73は宍道地区の案件で、このうち利62から利67、利72から利73が新規の案件です。利74から利111は八束地区の案件で、このうち利82から利86、利108、利110から利111が新規案件です。

今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田が151,875㎡、畑が51,020㎡、合計面積は202,895㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。初めに転1から転2は秋鹿地区のJA転貸で、新規の案件です。転3から転9は古江地区の機構転貸案件で、このうち転3から転5、転7から転8が新規の案件です。転10は生馬地区の機構転貸で、新規の案件です。転11から転12は竹矢地区のJA転貸で、新規の案件です。転13は竹矢地区の機構転貸で、新規の案件です。

今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田が32,809㎡、畑が2,941㎡、合計面積は35,750㎡となります。以上で説明を終わります。

議

長

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようでございますので、採決いたします。議第66号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第66号は原案のとおり決定することに決めます。

議

長

次に、報告に入ります。報告第19号「会長専決処分の報告」、報告第20号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事

務

局

(報告)

議

長

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第10回松江市農業委員会総会を閉会いたします。